

保護者のみなさまへ

学校給食費及び学納金についてのお知らせ

給食費等の口座振替手続きをお願いします

甲府市の「学校給食費」は、市が徴収、管理しています。また、教材費や修学旅行の積立金などの費用である「学納金」は、市が各甲府市立小中学校の代わりに収納業務を行う代理収納としています。これらに関する手続き等についてご案内いたします。

1 口座振替依頼書は直接金融機関の窓口へご提出ください

学校給食費及び学納金の納付は便利で確実な口座振替をぜひご利用ください。保護者のみなさまにはお手数をおかけしますが、「甲府市学校給食申込書及び学校給食費等口座振替依頼書兼解約・変更届」を金融機関窓口へ提出していただきますようお願いいたします。（口座振替依頼書は学事課または各学校にあります。）

ご指定いただいた口座は、お子様が甲府市立の小中学校に在籍している間は、給食費及び学納金の支払い用としてご利用いただくことができます。

取扱い金融機関

◆ 給食費及び学納金については、以下の金融機関をご利用ください。 （令和6年1月現在）

・山梨中央銀行（本・支店） ・甲府信用金庫（本・支店） ・山梨信用金庫（本・支店）
 ・山梨県民信用組合（本・支店） ・山梨みらい農業協同組合（本・支店） ・笛吹農業協同組合（本・支店）

◆ 給食費については、上記以外に取り扱い可能な金融機関がございます。

その場合、学納金の口座振替とは別の金融機関となりますので、給食費の口座振替依頼書と学納金の口座振替依頼書の2部をご記入の上、それぞれの金融機関へ提出していただく必要がございます。ご希望される場合は、学事課までお問い合わせください。

※ 通常、金融機関でお手続きをされますと、口座振替依頼書の「甲府市役所用」は金融機関から甲府市へ送付されますが、万が一「申込者様控」と共に「甲府市役所用」もご本人様に返却された場合は、大変お手数ですが、すみやかに甲府市教育委員会学事課（☎055-223-7322）までお問い合わせください。

（「甲府市役所用」が市に到着しないと口座振替を開始することができません。）

※ 口座振替開始希望月の前月の20日までに各金融機関へ提出してください。

登録口座に変更があった場合は…

変更後の口座情報を「口座振替依頼書」へ記入の上、各金融機関へ提出してください。

2 学校給食費の額は…

1年間の学校給食費は、「1食あたりの単価×年間給食予定回数」により計算します。令和6年度については、次のとおりです。なお、給食費の徴収額は喫食数に応じて異なりますので、個人ごとの徴収金額と納期はお送りする「学校給食費納付額通知書」にてご確認ください。

区分	1食単価	給食実施予定日数	年額（R6年度）
小学校	265円	194日	51,410円
中学校	330円	193日	63,690円

※ 小学校1年生は給食開始日が異なるため、実施予定日数は190日となります。

【令和6年1月現在】

学校給食は、市の経費と保護者の皆様にご負担いただく給食費とで運営しています。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



学校給食費関連の配布物について

学校給食費について、次の文書を保護者のみなさまへお配りします。

配布物	配布時期	配布対象者
学校給食費納付額通知書	6月	全児童生徒等
納入通知書（納付書）	納期限前	支払方法が納付書払いの方
変更通知書	随時	当初の学校給食費から金額に変更が生じた方
学校給食費口座振替不能通知書	奇数月10日頃	口座振替ができなかった方
督促状	奇数月20日頃	納期限後、納付の確認がとれない方
催告書	適宜	「督促状」の指定納期限後、納付の確認がとれない方
還付通知書	適宜	学校給食費に還付が発生した方
精算通知書	適宜	年間分の精算により、当初の学校給食費から金額に変更が生じた方

3 口座振替は原則月末日、月末日が金融機関休業日の場合は翌営業日です

学校給食費及び学納金は、原則として口座振替による納付となります。口座振替スケジュールは、次のとおりです。なお、口座登録がお済みでない場合は、給食費は納付書により金融機関等で、学納金は学校指定の方法により期限内に納付してください。（いずれの場合も、再振替はいたしません。）

学校給食費については、口座振替不能となった場合は、「学校給食費口座振替不能通知書」と併せて「納入通知書（納付書）」をお送りしますので、期限内に納付をお願いいたします。（手数料はかかりません）

入金・残高確認は振替日の前日までに！！



口座振替のスケジュール

(単位：円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校		学納金 ①	給食費 ①	学納金 ②	給食費 ②	学納金 ③	給食費 ③	学納金 ④	給食費 ④	学納金 ⑤	給食費 ⑤	
徴収額		学校毎	11,000	学校毎	11,000	学校毎	11,000	学校毎	11,000	学校毎	調整額	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中学校		学納金 ①	給食費 ①	学納金 ②	給食費 ②	学納金 ③	給食費 ③	学納金 ④	給食費 ④	学納金 ⑤	給食費 ⑤	
徴収額		学校毎	13,000	学校毎	13,000	学校毎	13,000	学校毎	13,000	学校毎	調整額	

(令和6年1月現在)

4 学校給食費の支払いが困難な場合は…

学校給食費の支払いが困難な場合に、次のとおり利用可能な制度があります。

① 就学援助制度による学校給食費の援助

甲府市に住所を有し経済的な理由により、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者様に対して、その一部を援助する制度です。制度についての詳細や申請方法等については、学事課までお問い合わせください。なお、就学援助制度については甲府市HPにも掲載しています。

② 未納となった学校給食費の納付に児童手当を充てる

学校給食費の支払いについては、納付義務者の申し出により、児童手当から学校給食費の徴収を実施することも可能ですので、ご希望される場合は、学事課までご相談ください。

学校給食費のお支払いについてご相談等がある場合は、

甲府市教育委員会学事課（☎055-223-7322）までお問い合わせいただきますようお願いいたします。



6 学納金について

学納金の徴収金額は、学校や学年により異なります。詳細については、各学校へお問い合わせください。

学納金の口座振替手数料

学納金の口座振替手数料（税込）は次のとおりです。 （令和6年1月現在）

金融機関名	金額（税込）
山梨中央銀行	55円
甲府信用金庫	27円
山梨信用金庫	27円
山梨県民信用組合	10円
JA山梨みらい	55円
JAふえふき	55円

※ 学校給食費の口座振替手数料については、公会計化に伴い本市が負担します。学納金は本市が学校に代わって行う代理収納であるため、これまでどおり手数料は保護者様ご負担となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

学校給食費に関することや学納金の口座振替に関するお問い合わせ先



こうふ PR 大使武田ハルくん

甲府市教育委員会 学事課 保健給食係

☎ 055 (223) 7322



こうふ PR 大使武田ハルくん